

福岡県いじめ防止基本方針の改定（最終改定 平成30年2月16日）に伴う、  
福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】の留意事項について

第1部～第2部 （略）

第3部 いじめの問題への対応の徹底

第1章 いじめの問題に対する学校の取組

1 いじめの早期発見の取組の充実

(1) いじめの定義の適切な理解と対応

① いじめの定義と解釈

〔留意事項〕（p26～p27）

○ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者等がいることを理解し、適切に対応すること。

○ インターネットや携帯電話を利用したいじめに対して適切に対応すること。

○ 性的少数者等、特にきめ細やかな対応が必要な児童生徒については、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うこと。

②～③ （略）

(2) いじめのSOSキャッチ体制の充実

① 教師の視点からの早期発見の取組

〔留意事項〕（p29～p30）

○ 教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、法の規定に違反し得ること

②～③ （略）

2 いじめの早期対応の取組の充実

(1) 組織的な早期対応・継続的指導の徹底

(2) いじめられている児童生徒への支援

① いじめの事実関係の把握

② いじめられている児童生徒の安全確保と全面的な支援（心のケア）

③ 校長、関係職員及び保護者への報告と対応の確認

④ 保護者や関係機関等との連携といじめられている児童生徒の支援体制の整備

〔留意事項〕（p34）

○ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを適切に見定め、判断すること。

① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする。）

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(3)

～(4) （略）

### 3 学校の組織的指導体制の整備

#### (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の推進

①～② (略)

③ 学校いじめ防止基本方針策定に係る留意点

〔留意事項〕 (p 37)

○ 学校いじめ防止基本方針の各学校のホームページへの掲載等の措置を講ずるとともに、学校いじめ防止基本方針を必ず入学時・各学年の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明すること。

(2)～(3) (略)

#### (4) 学校組織の機能化・活性化の視点

①～③ (略)

④ 評価・点検

〔留意事項〕 (p 43)

○ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の項目に位置付け、達成目標を設定するとともに、適切に評価し、取組の改善を図ること。

⑤～⑦ (略)

4～5 (略)

第2章～第4章 (略)

第4部 (略)